

有償家事援助サービス事業 (桜ふれあいサービス) のご案内

日常生活において、主として家事の援助を希望するご世帯と、サービスを提供する市民の方 (= 協力会員) との住民相互の助け合い活動を、会員登録制で行っている有料の家事援助サービスです。

《ご利用できる方 (= 利用会員) 》

幸手市にお住まい (一部例外あり) の当会会員世帯で、次のいずれかに該当する世帯

- 65歳以上で家事が困難な高齢者のみの世帯
- 障がいをお持ちの方や、65歳以上の高齢者と同居している世帯で、援助が必要と思われる世帯
- ひとり親世帯 (満18歳未満の子を持つ方)
- 就学前の乳幼児のいる方
- ケガや退院後で援助が必要と思われる世帯
- 市内の病院に入院しており、入院中に援助が必要と思われる方 など

《サービス内容》

- 食事の支度 ●買い物 ●掃除 ●保育
- 洗濯 ●話し相手 (他のサービスと併用)

《サービス提供時間》

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時の間で、必要な時間。

※土・日・祝日、12月29日から1月6日はお休みをいただきます。

※時間外・休日は、応相談。

《利用料金》

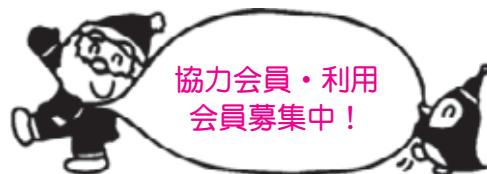
30分350円～。時間外及び土日祝日は、30分400円～。

※保育は人数により料金が異なります。

《協力会員》本事業を理解し、援助を必要とする方へのサービスに協力して下さる方

《協力会員への活動費》報告に基づき、1時間700円 (30分350円) の活動費をお支払いします。

《協力会員の登録について》事前に登録が必要です。印鑑をご持参の上、社協窓口にお越しください。その際、本事業の詳細をご説明させていただきます。



福祉サービス利用援助事業 (あんしんサポートねっと) のご案内

認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者など (市内の在宅・入院・入所の方) で判断能力が不十分な方が、生活していくうえで不安がある場合に、定期的に伺い、安心して暮らせるようお手伝いします。(ご本人の利用意思や契約可能かどうか等の確認をさせていただきます。)

①福祉サービス利用援助 (基本事業)

- 定期的な訪問 (相談・見守り)
- 様々な福祉サービスについての情報提供・相談
- 福祉サービスの利用の申し込み・契約の代行・代理
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助

選択事業 (基本事業と併せて援助するもの)

- ②日常生活上の手続き援助 ●住民票の届出等の手続き ●日常生活に必要な事務手続き など
- ③日常的金銭管理 ●公共料金その他各種支払い ●日常生活に必要な金銭の出し入れ など
- ④書類等預かりサービス ●預貯金の通帳 ●実印、銀行印 ●年金証書等 ●権利証又は契約書



利用料金

①福祉サービス利用援助	●1回の活動につき1時間1,200円
②日常生活上の手続き援助	●日常的金銭管理の通帳を社協でお預かりし、活動する場合
③日常的金銭管理	→1回の活動につき1時間1,600円

※上記の料金については、それぞれ1時間以降30分ごとに400円が加算

④書類等預かりサービス	●基本料 2,000円 (1年間) ●利用料500円 (1ヶ月ごと)
-------------	------------------------------------

※ただし、ご本人宅から金融機関等へ出向いた際にかかった交通費は別途ご負担いただきます。

※生活保護世帯は無料です。

ご案内に関するお問い合わせ・ご相談は、幸手市社会福祉協議会 ☎43-3277・FAX40-1460